

# 環境保全型農業直接支払交付金 島根県 中間年評価報告書

## I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、環境問題への県民の関心の高まりを背景に「島根県『環境農業』推進基本方針」（平成 6 年 3 月）や「しまね食と農の県民条例」（平成 20 年 3 月）に基づき、人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業（以下『環境農業』という。）の推進を図ってきた。

また、『環境農業』の推進と併せ、豊かな自然と立地条件に立脚し、持続可能な農業生産・農村生活を将来にわたって実現することを目指し、平成 20 年 3 月に「島根県有機農業推進計画」を定め、有機農業の推進に取り組んできた。

令和 2 年 4 月に策定した島根県農林水産基本計画においては、有機 JAS の面積シェアを令和 6 年度までに 1%（370ha）とする目標を掲げ、環境保全型農業直接支払交付金の成果指標として取り組んでいる。

## II 取組の実施状況

### 1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1 実績	R2 実績	R3 実績	
実施市町村数		16	16	16	
実施件数		86	78	80	
交付額計（千円）		87,927	87,361	90,423	
実施面積計（ha）		1,443	1,401	1,459	
取組別 実績	有機農業	実施件数	34	32	29
		実施面積（ha）	206	218	237
		交付額（千円）	15,104	24,845	27,355
	堆肥の施用	実施件数	49	47	48
		実施面積（ha）	616	609	650
		交付額（千円）	27,093	26,785	28,589
	カバークロップ	実施件数	26	22	21
		実施面積（ha）	425	395	376
		交付額（千円）	34,022	23,699	22,582
	リビングマルチ	実施件数	1	-	-
		実施面積（ha）	0.1	-	-
		交付額（千円）	5	-	-
草生栽培	実施件数	-	-	-	
	実施面積（ha）	-	-	-	
	交付額（千円）	-	-	-	

	不耕起播種	実施件数	-	-	-
		実施面積 (ha)	-	-	-
		交付額 (千円)	-	-	-
	長期中干し	実施件数	-	-	-
		実施面積 (ha)	-	-	-
		交付額 (千円)	-	-	-
	秋耕	実施件数	-	3	6
		実施面積 (ha)	-	1	12
		交付額 (千円)	-	8	98
冬期湛水	実施件数	14	11	10	
	実施面積 (ha)	195	177	184	
	交付額 (千円)	11,659	11,976	11,800	
総合的病害虫・雑草管理 (IPM)	実施件数	1	1	-	
	実施面積 (ha)	1	1	-	
	交付額 (千円)	46	48	-	

## 2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	5	15	15
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	5	2	4
	先駆的農業者等による技術指導	5	9	7
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	7	5	4
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	-	0	1
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	14	7	7
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	14	8	12
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	0	0
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	41	50	57
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	-	3	3
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	1	0	1

### 3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
-	-	-	-

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管 理	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円(有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000円(有機質肥料施用・畦補強未実施) 5,000円(有機質肥料未施用・畦補強実施) 4,000円(有機質肥料未施用・畦補強未実施)
総合的病害虫・雑草管理(IPM)	取組の概要	利用可能なあらゆる防除技術を検して、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じることで化学農薬の使用量を低減し、生物多様性を保全する取組 ※R4年度から廃止
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
-	-	-

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容

### Ⅲ 環境保全効果等の効果

#### 1 地球温暖化防止効果

令和3年度までに本県で実績のある全国共通取組の、有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

これらの取組面積は令和元年度に1,247ha、令和3年度に1,275haであり、微増ではあるが、平成30年度の1,144haと比較すると地球温暖化防止に資する取組の面積が拡大しているといえる。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告することになっており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

#### 2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業、及び地域特認取組の冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。※総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組はR3年度に廃止。

これらの取組の面積は令和元年度の400haから令和3年度には421haに増加しており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

なお、冬期湛水管理の取組については、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果は国の中間年評価において示されることとなっている。

表 生き物調査の結果

		調査項目			スコア	評価
		サギ類（羽）	アシナガグモ類（匹）	指標植物（種類）		
面的なまともりが少ない地域	実施区	1	16	6	5	S
		0	10	5	4	A
	対照区	0	7	4	3	A
		0	1	4	2	B
面的にまとまっている地域	実施区	3	4	1	3	A
		6	2	3	4	A
	対照区	1	1	3	3	A
		0	0	3	2	B

※各個体数、種類数をスコアに換算。ほ場ごとにスコアの合計値を算出し、C~Sで評価。

（C：0点、B：1~2点、A：3~4点、S：5点以上）

### 【評価】

生物多様性保全効果については、冬期湛水管理で生き物調査を実施し、評価を行った。生物多様性の評価については、取組ほ場の面的なまとまりの多少にかかわらず、対照区と比較して実施区で高い評価が得られたが、面的にまとまっている地域の実施区の評価が A, A であったことに対し、面的なまとまりが少ない地域の評価の方が S, A と高い結果となった。

特に、アシナガグモ類、指標植物の項目で差が顕著であり、これは、面的にまとまっている地域が平野部であるのに対し、面的なまとまりが少ない地域が自然環境の良い山間部に位置することに起因するものだと考えられる。

この結果より、冬期湛水管理の生物多様性保全効果を確認することができたほか、害虫を補食する益虫であるアシナガグモ類が実施区で多かったことは、当該取組実施における営農にとっての利点であるといえる。

## 3 その他の効果

- ・地域ブランドによる有利販売 例：邑南町のハーブ米（緑肥）、安来市のどじょう米（冬期湛水）
- ・交流田での田植え等を通じた食農教育
- ・緑肥による土壌保全・土づくり
- ・堆肥の利用に伴う地域資源の循環利用
- ・冬期湛水管理による地下水涵養
- ・多面・中山間支払や他施策との相乗効果の発揮

## IV 事業の評価及び今後の方針

### 1. 事業の評価

県内の取組面積は令和元年度と比較して 16ha (1.1%) の微増にとどまり、大幅な取組拡大に至っていない。第2期において面積を拡大できていない要因として、カバークロープや地域特認取組の冬期湛水管理の取組面積が減少したことが挙げられる。これらの取組は、地域ブランドを活かした優利販売に活用されているが、取組地域が固定化しており、新たに取り組む地域は少ない。

一方で、堆肥の施用や有機農業の取組はわずかではあるが拡大しており、地域資源の循環利用促進や、令和2年4月に策定した島根県農林水産基本計画の重点推進事項の1つに有機農業の拡大を位置づけるなど、着実に推進している。また、『環境農業』の面的取組を推進するにあたっては、有機農業の産地づくりに力を入れている。

### 2. 今後の方針

本県では、島根県農林水産基本計画の重点推進事項の1つに「有機農業の拡大」を位置づけ、令和6年度の有機 JAS の面積シェア 1% の目標達成に向け、①有機農産物のロットの確保、②新規就農者の確保と経営の支援、③消費者・実需者に強い訴求力のある有機 JAS 認証取得拡大の支援、に取り組むこととしている。

